

# 定 款



社団  
法人

出版文化国際交流会

〒 101-0064 東京都千代田区猿樂町 1-2-1

Tel: 03-3291-5685 Fax: 03-3233-3645

[culturalexchange@pace.or.jp](mailto:culturalexchange@pace.or.jp)

<http://www.pace.or.jp>

※ 2008年10月2日、外務省により定款変更認可。

## 第一章 総則

- 第一条 この法人は、社団法人出版文化国際交流会という。  
この法人の英文名は、Publishers Association for Cultural Exchange（略称 PACE）とする。
- 第二条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区猿樂町一丁目2番1号におく。
- 第三条 この法人は、総会の決議を経て、日本及び外国の必要な地に支部をおくことができる。

## 第二章 目的と事業

- 第四条 この法人は、日本と外国との相互理解を深めかつ親善を増進するに役立つ総ての出版物の交流を計り我が国出版界の向上を期することを以て目的とする。
- 第五条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行うものとする。
1. 外国の出版界の実情並に刊行物を調査して会員に紹介する。
  2. 日本の出版界の実情並に刊行物を外国へ紹介する。
  3. 日本及び外国の政府又は民間業者の希望により著作、翻訳、印刷、出版、複写その他の斡旋をなす。
  4. 来日外国人、外国からの帰国者等による座談会、講演会等の開催或は海外に於ける同種のもの開催又は助成をする。
  5. 前各碩の事業を周知せしめ会員相互の連絡を密にするため定期刊行物を発行する。
  6. その他前条の目的を達成するために必要な一切の事項を処理する。

## 第三章 会員

- 第六条 この法人は、本会の目的に賛成するものを以て組織し、会員の種別は次のとおりとする。
1. 正会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会員規定により会費を納める者。

2. 特別会員 この法人の事業を後援し、別に定める会員規定により年会費を寄附する者または団体。
3. 名誉会員 この法人に特に功労のあったものうちから、総会の決議をもって推薦された者。

第七条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を受けなければならない。

第八条 入会の承認を受けたものは、入会金として 100,000 円以上を納付するものとする。ただし、特別の事情ある場合は、理事会の議を経て、入会金を減免することもある。

第九条 会員は、次の理由によって、その資格を喪失する。

1. 退会
2. 禁治産または準禁治産の宣告を受けたもの
3. 死亡、失踪宣告のあったもの
4. 除名

第十条 会員で退会しようとするものは、理由を附して退会届を提出しなければならない。

第十一条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

1. 会費を滞納したとき
2. この法人の会員として義務に違反したとき
3. この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき

第十二条 既納の会費及び入会金はこれを返還しない。

#### 第四章 役員及び職員

第十三条 この法人には、次の役員を置く。

- |     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 理事  | 十名以上十五名以内<br>(うち会長一名、副会長三名以内、専務理事一名) |
| 評議員 | 二十五名以上三十名以内                          |
| 監事  | 二名                                   |

- 第十四条 本会は、名誉会長一名、顧問若干名をおくことができる。
- 第十五条 理事、監事及び評議員は総会で選任し、会長、副会長及び専務理事は理事会で互選する。  
2. 名誉会長及び顧問は、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。
- 第十六条 会長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。  
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
- 第十七条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めたもの及び総会の決議を経た会務を執行する。
- 第十八条 評議員は評議員会を組織し、定款の定めた事項を審議する。
- 第十九条 監事は、民法第五十九条の職務を行う。
- 第二十条 役員の任期は二年とし、再任を妨げない。  
2. 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。  
3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおこの職務を行う。  
4. 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合にはその任期中であっても、総会及び理事会の決議により、これを解任することができる。
- 第二十一条 役員は、有給とすることができる。
- 第二十二条 この法人の事務を処理するため、職員をおく。  
2. 職員は、会長が任免する。  
3. 職員は、有給とする。

## 第五章 会議

- 第二十三条 会議は総会、理事会及び評議員会の三種とする。
- 第二十四条 通常総会は、毎年会計年度終了前、及び終了後三か月以内に、会長が招集する。  
2. 臨時総会は、理事会または評議員会が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 第二十五条 会長は、正会員現在数の三分の一以上から、会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 第二十六条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。
- 第二十七条 総会及び評議員会の招集は、少なくとも十日以前に、その会議に附議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。
- 第二十八条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。  
1. 事業計画及び収支予算  
2. 事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書  
3. その他理事会または評議員会において必要と認めた事項
- 第二十九条 会議は、正会員、理事または評議員につきその現在数の二分の一以上出席しなければ、当該会議の議事を開き決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすことができる。  
2. 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 第三十条 理事会は、毎年四回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合または理事現在数の五分の一以上から会議の目的たる事項を示し請求のあった場合は、会長は、臨時理事会を招集しなければならない。  
2. 理事会の議長は、会長とする。
- 第三十一条 評議員会は、毎年二回会長が招集する。ただし、会長が必要と認め

た場合または評議員の現在数の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合は、会長は、臨時評議員会を招集しなければならない。

2. 評議員会の議長は会長とする。
3. 次に掲げる事項は評議員会に附議する。
  1. 歳入歳出予算及び決算
  2. 事業計画
  3. その他会長の附議した事項

第三十二条 総会の議事要項及び決議事項は、正会員に通知する。

第三十三条 会義の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表二名以上が署名なつ印のうえ、これを保存する。

## 第六章 資産および会計

第三十四条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. この法人設立当初出版文化国際交流会から継承した別紙目録記載の財産
2. 入会金及び会費
3. 事業に伴う収入
4. 資産から生じる果実
5. 寄附金品及びその他の収入

第三十五条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄附金品のうちで、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第三十六条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に編成し、総会、理事会及び評議員会の決議を経て、外務大臣に届け出なければならない。

事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

第三十七条 この法人の事業報告書及び貸借対照表、正味財産増減計算書、財産

目録、収支計算書は会長が作成し、会員の異動状況書とともに、毎会計年度終了後三か月以内に外務大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会、評議員会の決議及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第三十八条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会及び総会の決議を経、かつ、外務大臣の承認を受けなければならない。

第三十九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

## 第七章 定款の変更ならびに解散

第四十条 この定款の変更は、理事会、評議員会及び総会において、おのおのの3分の2以上の決議を経、かつ、外務大臣の認可を受けなければならない。

第四十一条 この法人の解散は、理事会、評議員会及び総会において、おのおのの4分の3以上の決議を経、かつ、外務大臣の認可を受けなければならない。

第四十二条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会及び総会において、おのおのの4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。